

明石市内の農地を売買・贈与・貸借される方へ

明石市内の農地の売買・贈与・貸借などには、明石市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますが、担い手への農地集積については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく方法もあります。

詳しくは明石市農業委員会事務局（西庁舎2階）にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ④ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます(解除条件付契約書などの要件はあります)。

○ 農地法第3条許可事務について

- ① 明石市農業委員会では、**毎月10日（12月は5日。休日の場合は前日。）**までに当該月の申請書類の提出を受け付けています。申請書と添付書類の確認、新規就農希望者等については聞き取り調査の実施、現地調査を経て、**毎月原則として24日（12月は18日。休日の場合は前日。）**に行う農業委員会で審議のうえ、許可（不許可）を決定します。
- ② **委員会開催日の2開庁日後**を目途に許可書を交付します。

【農地法第3条許可申請から許可書交付までの流れ】（明石市農業委員会）

★ 申請者の方の流れ

申請についての相談	※ 申請にかかるご相談は、ご足労ですが、 農業委員会事務局（西庁舎2階） までお越してください。 [住所：明石市中崎1丁目5-1 TEL：078-918-5063]
申請書の記入 添付書類の用意	※ 申請内容に応じて、農地法第3条許可申請書（農業委員会事務局にあります）に記入いただきます。内容に応じて必要書類も異なりますので、記入例や必要書類一覧表をご参照ください。
提出前の再確認	※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請書と添付書類の提出	※ 農業委員会事務局が書類提出の窓口です。書類の受付は当該委員会の開催月 10日 （12月は5日。休日の場合は前日）までです。

★ 農業委員会等の流れ（申請書類の提出から許可書の交付までの標準的な期間は受付締め切り後**16日程度**です）

申請書と添付書類の受付	※ 書類受付の後、審査期間中は、内容確認等のため、農業委員会事務局から連絡させていただくことがあります ので、予めご承知おきください。
申請内容の審査 農業委員会総会（部会）	※ 申請書の記載や添付書類に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するかを審査し、また、現地調査を行い、新規就農希望者等に対しては聞き取り調査を行うなど、必要に応じて申請者の方に確認します。 ※ 許可・不許可について、 毎月原則として24日（12月は18日。休日の場合は前日） に行う農業委員会で決定します。
許可書の交付	※ 委員会開催日より2開庁日後 を目途に、農業委員会事務局でお渡しします。